

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 11 日現在

機関番号：12701
 研究種目：挑戦的萌芽研究
 研究期間：2011～2012
 課題番号：23650532
 研究課題名（和文）学校教育における著作権法第 35 条ガイドライン見直しのための基礎調査研究
 研究課題名（英文）Basic surveillance study for the Article 35 guideline reexamination of the Copyright Act in school education
 研究代表者
 山本 光 (YAMAMOTO KO)
 横浜国立大学・教育人間科学部・准教授
 研究者番号：00293168

研究成果の概要（和文）：

「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン」が平成 16 年に発表され、学校現場での教育活動との間の差について調査し、著作権に関する意識調査や、海外での実例などを踏まえて、見直しのための基本資料の収集を行った。その結果、ガイドラインの教員への周知や海外の事例から、補償金制度などを導入することなども含め、学校教育における著作物の制度そのものを検討する必要があるとの知見が得られた。

研究成果の概要（英文）：

"Article 35 of the guidelines copyright law related to reproduction of a work in schools and other educational institutions" was published in 2004, to investigate the difference between the educational activities in schools, awareness and research related to copyright, on the basis of such examples in foreign countries; we collect basic materials for review.

As a result, the knowledge that there is a need to include as well as that from the case and foreign well-known to the faculty of the guidelines, the introduction of such compensation system, to examine the system itself of the work in school education was obtained.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	2,400,000	720,000	3,120,000

研究分野：教育工学

科研費の分科・細目：科学教育・教育工学，教育工学

キーワード：著作権，著作権教育，e-ラーニング

1. 研究開始当初の背景

著作権法第三十五条とは、著作者の権利を制限する規定のうち「学校その他の教育機関における複製等」の項目であり、具体的には次の条文である。

「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育

を担任する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。」

この条文の解釈をめぐる、平成 16 年 4 月に約 15 の権利者団体からなる協議会から「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン」(以下第 35 条ガイドラインと記す)が発表された。

しかし、総合的学習の時間や複数学級での同時授業、e-learning などの新たな学習環境において、しばしば実態とそぐわない第 35 条ガイドラインの記述が存在する。もちろん著作権者の利益を不当に害することなく、かつ教育現場でよりよく著作物を利用するための方策は各組織で個別に行われてきているのが現状である。

これらを踏まえ海外での学校とも比較検討し、より現場に沿った形での第 35 条ガイドラインの提案を教育関係者から発する必要がある。

実際に学校現場において利用されている著作物や著作権にかかわる問題を調査し、第 35 条ガイドラインの各項目について、その定義と可否の根拠を示す。例えば、「授業の過程における使用」の項目の授業の定義は、ガイドラインでは『「授業」は、学習指導要領、大学設置基準等で定義されるもの』とされているが時間や空間によらず学習活動がおこなえる e-learning ではどのように扱われるべきかといった問題の根拠となるデータを収集する。

著作権というと、とかく権利者の権利を守ることに注目されがちであるが、教育に関する投資として学校教育での権利制限規定が重要であること、さらに教育関係者が著作権に対する意識の向上で著作権に配慮した教育活動が行えるようになるであろう。

2. 研究の目的

本研究の「学校教育における著作権法第 35 条ガイドライン見直しのための基礎調査研究」の目的は、著作権に関する基本的な調査を行うこと。

さらに、教育の情報化を踏まえ学校現場でどのように著作物が扱われているかを調査すること。

それらの結果から、現行著作権法の第三条五条の解釈として存在する「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する第三十五条のガイドライン」を教育関係者からの提言として改定案を示すための基礎資料の収集および根拠の提供を目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、以下の 3 つの段階を主な計画とする。

(1) 著作権に関する基本調査

著作権に関する基本調査を、それらの項目を開発することから始め、アンケート調査を定量的に行い、大学生や教員に対して、著作権に関する知識や意識、行動などの特徴を明らかにする。

(2) 学校現場の調査

図書室や視聴覚室、音楽室、美術室などの特別教室を中心に、学習活動における日常の教育活動で発生する著作物についても、現地の視察調査を行う。

さらに、担当教員へのインタビューや簡単なアンケート調査などを行い、学校での著作物に関する現状を調査する。

(3) 海外の事例調査

海外での学校視察や学校長や著作権に関する担当者へのインタビュー調査により、学校での著作物の管理や流通システムなどを比較検討し整理する。

対象とする国は、著作権法の規定が日本に比べ少なく、フェアユースの理念が一般的であるアメリカを 2 か所訪問調査する。さらに著作権法が比較的厳しく、個人の複製権の制限が厳格であるニュージーランドの 2 か所を訪問調査する。

4. 研究成果

(1) 著作権に関する基本調査

はじめに、著作権についての基礎的な調査項目として「知識」、「意識」、「行動」に焦点を絞り、それらの調査項目の開発を行った。予備調査では、5 つの大学に協力を依頼し、約 700 人分のデータから因子分析を用いて、著作権に対する意識の尺度を作成した。また分散分析を用いて、得点化した知識や行動について比較検討を行い、調査項目の開発を行った。それらの詳細な結果は、論文(6)「大学生の著作権に関する知識・意識・行動の調査項目の開発」にて発表した。

さらに、それらの調査項目を用いて、Web 調査を行い、全国の大学生 1000 人のデータが得られ、知識や意識などの特徴を明らかにし、論文(5)「大学生の著作権に関する知識・意識・行動の調査結果」にまとめ発表を行った。

その特徴的であった結果として、著作権法に関する知識の得点が高いからといって、行動の得点が高くなる関係にはならないことが、明らかになった。また、教科「情報」と著作権に関する知識や行動との比較を行い、情報 A を履修した大学生は、他の科目を履修した大学生に比べ、知識の得点の平均値に有意差が認められた。

一方、大学生で得られた結果をもとに、高校生に対しても同じ傾向が得られるかWeb調査を用いて、全国の約600人の高校生から回答を得て、大学生との比較を行い論文(4)「高校生を対象とした著作権についての道徳・知識・意識と行動の分析」にまとめ発表を行った。

さらに、教員に関する調査も行い、全国の1017人分のデータから、教員の年齢の世代別特徴や勤務先の学校種別の特徴を明らかにした。これらの結果は論文(2)「著作権教育に関する教員の意識調査」および論文(3)「教員の著作権に関する知識・意識・行動の調査結果」にまとめ発表を行った。

(2) 学校現場の調査

学校現場の著作物の管理用法や著作物の利用方法について、大学の附属学校を始め、全国の小学校や中学校、および教育センターに訪問し調査を行った。

多くの学校では、視聴覚室や放送室で映像に関する資料をライブラリーとして保存されていることや、音楽室や美術室およびその準備室にて楽譜および絵画などが保存されているが、その管理については、担当者が異動するたびに、引き継ぎがされていないケースが多く、管理が不十分である実態が明らかになった。

これらの調査結果については、公表は行わず、今後の課題としてまとめた。なぜならば、個別の事象と全国の学校で行われている事象との差が定性的に調べられてはいても、定量的に調査することが困難であったためである。

上記の調査において、アンケートの方法によっては、学校現場での著作権法違反を探るような結果となり、正しく回答することがかえって問題を大きくしてしまう場合があり、大変慎重に行う必要がある。

よって、さらに継続的に調査し、その必要性と教育効果について、定性的に明らかにするとともに、問題点の解決策まで同時に提案する必要があることが分かった。

一方で、本研究者が所属する大学にて行われている著作権教育の講義において、その効果についての調査も行った。教員養成系大学性及び広く他の課程の学生に対して、次の2つの講義を用意した。一つ目は、著作権法に関する教育を中心とする講義、2つ目は、学校教育や著作権教育を中心に据えた講義である。この2つの講義の受講前と受講後に著作権に関する知識、意識、行動などを調査し比較を行った。

その結果は論文(1)「大学生の著作権教育に関する実践について」にまとめた。

(3) 海外の事例調査

学校教育における著作権法第35条ガイドライン見直しのための基礎調査研究において、諸外国の著作権制度や学校教育現場での著作物の取り扱いなどを調査した。米国2か所(HAWAII TOKAI INTERNATIONAL COLLEGE,

Louisiana Tech University)、ニュージーランド2か所(Cobanam Intermediate School, Kaipoi high school)について、現地調査を行い教室内や授業での著作物利用の現状、および担当教員や学校長、さらには知財コーディネータへの聞き取り調査を中心に活動を行ってきた。

特にニュージーランドの学校現場では、著作物の取り扱いについて、法律的にも大変厳しく規制がされていることを知ることができた。その特徴は、学校教育においてでさえ、年間の著作物利用調査(サンプル調査)や補償金制度の実施している点にある。

現在日本国内では、文化庁などで権利制限規定について議論されているが、このニュージーランドでの学校教育における制度は、著作物の公正な流通全体を見渡した点が優れている。今後は、日本の学校でもこれらの仕組みを検討する必要があると考えられる。

これらの結果については、同行した学校教育課程数学教育講座の4年生4名がまとめた卒業研究論文に、詳細が記されている。

今後は公表することを前提に発表の準備を行っている。

以上の調査と同時に、本研究者が所属する大学において行われていた「著作権教育に関するプロジェクト」において、本研究で得られた結果などを含めて、学校教員や学校関係者に向けて著作権教育の基本事項を記した著書(1)「先生のための入門書 著作権教育の第一歩」を発行した。

本研究の結果をまとめると、

①著作権に関する教育の推進

②著作権教育の方法の検討

以上を前提に、

③第35条ガイドラインの周知

④第35条ガイドラインの文言訂正

と同時に、

⑤学校での補償金制度などの導入検討

が必要であると考えられる。

つまり、本調査研究において得られた知見をガイドラインの見直しに利用するとともに、学校教育の現状を反映した内容に修正が必要であり、さらにシステム全体を見通した補償金制度などの権利者側と利用者とは歩み寄るための仕組みが必要であることが分かった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

(1) 竹内達哉, 山本光(2013)

大学生の著作権教育に関する実践について, 日本教育工学会研究報告集, 13巻3号(印刷中)(査読無)

(2) 山本光(2013)

著作権教育に関する教員の意識調査, 日本教育工学会研究報告集, 13巻2号, pp. 79-84.(査読無)

(3) 山本光, 名取洋典, 中尾教子, 額田順二, 野中陽一(2013)

教員の著作権に関する知識・意識・行動の調査結果, 日本教育工学会研究報告集, 13巻1号, pp. 227-234.(査読無)

(4) 山本光, 名取洋典, 中尾教子, 額田順二, 野中陽一(2012)

高校生を対象とした著作権についての道徳・知識・意識と行動の分析, 日本教育工学会第28回全国大会論文集, pp. 883-884.(査読無)

(5) 山本光, 中尾教子, 額田順二, 野中陽一(2012)

大学生の著作権に関する知識・意識・行動の調査結果, 日本教育工学会研究報告集, 12巻2号 pp. 359-366.(査読無)

(6) 山本光, 中尾教子, 額田順二, 野中陽一(2011)

大学生の著作権に関する知識・意識・行動の調査項目の開発, 日本教育工学会研究報告集, 11巻5号 pp. 63-70.(査読無)

〔学会発表〕(計5件)

(1) 山本光(2013)

教員の著作権に関する意識調査, 日本教育工学会研究会, 2013年5月18日, 長崎大学

(2) 山本光(2013)

教員の著作権に関する知識・意識・行動の調査結果, 日本教育工学会研究会, 2013年3月2日, 三重大学

(3) 山本光(2012)

高校生を対象とした著作権についての道徳・知識・意識と行動の分析, 日本教育工学会第28回全国大, 2012年9月16日, 長崎大学.

(4) 山本光(2012)

大学生の著作権に関する知識・意識・行動の調査結果, 日本教育工学会研究会, 2012年3月3日 山口大学.

(5) 山本光(2011)

大学生の著作権に関する知識・意識・行動の調査項目の開発, 日本教育工学会研究会, 2011年12月17日, 香川大学.

〔図書〕(計1件)

(1) 川瀬真監修, 大和淳, 野中陽一, 山本光 編著(2012), 三省堂, 先生のための入門書 著作権教育の第一歩, 三省堂, 144ページ

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 光 (YAMAMOTO KO)

横浜国立大学・教育人間科学部・准教授

研究者番号: 00293168